

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度の高額療養費制度について

住民課 内線 247

国民健康保険、後期高齢者医療制度には、1か月（毎月1日から末日まで）の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が支給される「高額療養費制度」があります。自己負担限度額については、70歳未満の方、70歳以上の方で異なり、また所得によっても異なります。

## 70歳未満の方

70歳未満の方の自己負担限度額		
区分	要件	限度額
ア(注1)	旧ただし書所得(注2) 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当(注3):140,100円>
イ	旧ただし書所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>
ウ	旧ただし書所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
エ	旧ただし書所得210万円以下	57,600円 <多数該当:44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数該当:24,600円>

70歳以上の方 ◆平成30年8月より70歳以上の方の自己負担限度額が変わり、右側の表になりますのでご注意ください。

70歳以上の方の自己負担限度額 【従来(平成30年7月まで)】			
区分	要件	外来 (個人単位)	入院及び 外来 (世帯単位)
現役並み 所得者	加入している 保険で世帯内 に住民税課税 所得が145万 円以上の被保 険者がいる世 帯の方	57,600円	80,100円+ (総医療費- 267,000円) ×1% <多数該当: 44,400円>
一般	加入している 保険で住民税 課税所得が 145万円未満 の世帯の方 収入の合計額 が520万円 未満(1人世 帯の場合は、 383万円未満) 旧ただし書所 得の合計額が 210万円以下	年間上限 144,000円 (注4)	57,600円 <多数該当: 44,400円>
低所得者II	国民健康保険 被保険者全員 もしくは、後 期高齢者医療 被保険者全員 と世帯主が住 民税非課税		24,600円
低所得者I	国民健康保険 被保険者全員 もしくは、後 期高齢者医療 被保険者全員 と世帯主が住 民税非課税で、 各所得から必 要経費・控除 を差し引くと 0円の方	8,000円	15,000円

70歳以上の方の自己負担限度額 【平成30年8月から】			
区分	要件	外来 (個人単位)	入院及び 外来 (世帯単位)
現役並み 所得者III	加入している 保険で世帯 内に住民税課 税所得が690 万円以上の被 保険者がいる 世帯の方		252,600円+(総医療費- 842,000円)×1% <多数該当:140,100円>
現役並み 所得者II	加入している 保険で世帯 内に住民税課 税所得が380 万円以上690 万円未満の被 保険者がいる 世帯の方		167,400円+(総医療費- 558,000円)×1% <多数該当:93,000円>
現役並み 所得者I	加入している 保険で世帯 内に住民税課 税所得が145 万円以上380 万円未満の被 保険者がいる 世帯の方		80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
一般	加入している 保険で住民 税課税所得が 145万円未満 の世帯の方 収入の合計額 が520万円 未満(1人世 帯の場合は、 383万円未満) 旧ただし書所 得の合計額が 210万円以下	18,000円 年間上限 144,000円 (注4)	57,600円 <多数該当: 44,400円>
低所得者II	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税		24,600円
低所得者I	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税で、各所得から必要経費・控除を差し引くと0円の方	8,000円	15,000円

(変更箇所…青色部分)

## ▼対象者

1. 同じ方が、1か月に、同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。(注5)
2. 同一世帯で、同じ月に21,000円以上の自己負担額が2回以上あった場合、その額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。<世帯合算>

## ▼計算上の注意

1. 月の初日から末日まで、暦月ごとの受診について1か月として計算します。
2. 各医療機関ごとに計算します。ただし、同じ医療機関でも、「医科と歯科」「入院と通院」は別々に計算します。
3. 通院で、お薬を院外処方されている場合は、お薬代も通院の額に含めて計算します。

▼申請方法 「健康保険証」「医療機関が発行する領収書類」「印鑑」「振込先口座がわかるもの」「個人番号(マイナンバー)がわかるもの」「本人確認ができるもの(顔写真付は1点、顔写真の無いものは2点)」を持参し、住民課窓口で申請してください。後期高齢者医療制度の方は、初回のみ申請が必要ですが、2回目以降は自動的に支給されます。

注1: 世帯内に所得未申告の方がいる場合は、アの区分となります。

注2: 「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

注3: 「多数該当」とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

注4: 1年間の自己負担額の限度額となりますが、【8月~翌年7月】の計算となります。

注5: 保険適用の無い治療費や入院の差額ベッド代・食事代などは対象となりません。また診療月の翌月1日から時効の2年を超えたものは、申請できません。

◆「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」について  
入院等、医療費が高額となる方は、医療機関にて認定証を提示していただくと、窓口の負担額が限度額までとなります。必要な方は、住民課窓口にて発行しますので、「健康保険証」「印鑑」を持参のうえ、あらかじめ住民課で交付申請をしてください。なお、70歳以上の方は低所得者I・IIと現役並み所得の方が申請が必要になります。

## あなたの家の樹木などが道路に出ていませんか

総務課 内線214

町内では道路に出た樹木が原因で次のようなことが起きています。

- 標識やカーブミラーが枝で隠れて交差点の安全確認ができない。
- 枝が車に当たるために通行できない。
- 道路を安全に通行できるように、樹木は通行の妨げになる前に剪定や撤去など適正な管理をお願いします。
- また、道路上に置いてある段差解消ブロックやフラワープット、植木鉢などは、転倒など事故の原因となり大変危険です。事故が起こった場合、設置者の責任を問われることがありますので、フラワープットなどは敷地内に移動するなど、安全に通行できるようにご協力をお願いします。

## 「頭の健康チェック」を実施します

介護健康課 内線233

頭の健康チェックとは、10個の単語を覚えてもらい、できるだけ多くの単語を思い出しってもらうことを約15分程度行う簡易な認知機能検査です。軽度認知障害は、発見が早期であればあるほど予防治療効果が高いと言われています。

この検査を下記のとおり実施しますので、この機会に是非検査を受けてみませんか。初めてお申し込みの方を優先しますが、これまでに検査を受けた方もご相談ください。

日程	時間	開催場所	対象者	定員	参加費	申込み期間
8月22日(水)	午後1時30分~3時30分	老人憩の家	扶桑町在住の40歳以上で要介護・要支援認定を受けていない方	16名	無料	6月1日(金)午前9時~7月13日(金) (定員になり次第締め切り)
9月19日(水)	午前10時~正午	総合体育館		16名		
10月20日(土)	午前10時~正午、午後1時~3時	扶桑町図書館(町民まつり会場内)		48名		
11月22日(木)	午前10時~正午	山名西学習等供用施設		16名		
平成31年3月12日(火)	午前10時~正午	総合福祉センター		8名		

▼申込み先  
扶桑町地域包括支援センター  
(電話または窓口)  
扶桑町大字斎藤字榎230番地  
扶桑町総合福祉センター内  
☎(91)1171

特集  
町政  
情報  
募集  
保健

特集  
町政  
情報  
募集  
保健